

## 議案

### 【 市長提案説明 】

本日は市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多用の中、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、去る4月20日にご逝去されました太田国男氏に、謹んで哀悼の意を表します。

太田氏は令和4年から、市議会議員として市政の発展のために尽力されました。突然のご訃報に接し、痛惜の念に堪えません。ここに、在りし日のご功績に深く敬意を表しますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、ただいま上程となりました諸議案について、その概要を順次ご説明申し上げます。

議案第49号乃至議案第52号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

まず、議案第49号「令和7年度桑名市一般会計補正予算（第11号）」でございます。

歳入から申し上げますと、毎年、年度末の3月に交付額が確定します地方消費税交付金や地方交付税などの項目につきまして整理いたしましたほか、3月補正予算の調製後の土地の売却や、ご寄附がありましたので、財産収入及び寄附金をそれぞれ増額いたしました。

なお、財政調整基金からの繰入額につきましては、各種交付金等の歳入予算の増加に伴い、減額をおこない、この補正予算における収支の均衡を図ったものでございます。

また、歳出につきましては、歳入でご説明申し上げます財産収入や寄附金を財源としまして、減債基金など各種基金への積立額の増額など、整理をいたしました。

次に、議案第50号「桑名市市税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、地方税法等の改正に伴い、4月1日から施行が必要となるものについて、専決処分したものです。

内容といたしましては、住宅ローン控除の拡充・延長や、固定資産税の免税点の引き上げのほか、軽自動車税環境性能割の廃止など、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第51号「桑名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、地方税法等の改正に伴い、4月1日から施行が必要となるものについて、専決処分したものです。

内容といたしましては、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る税額の減額措置の拡充・延長など、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第52号「桑名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、地方税法施行令の改正に伴い、4月1日から施行が必要となるものについて、専決処分を行ったものです。

内容といたしましては、国民健康保険税の賦課限度額における医療保険分の引き上げや、子ども子育て支援分の新設、保険税の軽減の対象となる所得判定基準の引き上げなど、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第 53 号「令和 8 年度桑名市一般会計補正予算（第 3 号）」について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、避難所にも指定されている「まちづくり拠点施設」などの設備に不具合が発生したことから、来庁者等の安全性や近年の記録的な猛暑などを鑑み、早急に修繕に取り掛かる費用を計上しましたほか、いじめ問題の早期解決に向けて、専門委員会の開催費用など、予算の増額をお願いするものでございます。

まず、歳出でございますが、総務費では、桑部まちづくり拠点施設と在良まちづくり拠点施設、また、多度まちづくり拠点施設の多度陶芸館における空調設備の修繕費用を計上いたしました。

次に、民生費では、桑名福祉センターの火災時排煙設備について、定期点検で、不具合の指摘を受けたことから、その修繕費用を計上いたしました。

次に、教育費では、いじめ問題専門委員会の開催費用の増額と、事態解決に向けた調停の申立て費用を計上しましたほか、光精工コミュニティプラザ及び長島ふれあい学習館における空調設備の修繕費用を計上いたしました。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

まず、市債では、補正計上いたしました空調設備の修繕費用に応じて、所要の額を計上しましたほか、繰入金では、この補正予算の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入額を増額いたしました。

次に、議案第 54 号「調停の申立て等について」は、相手方から本市及び代理人弁護士に対する要求に応じる義務が存在しないことの確認等を求め、調停を申し立てることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、上程の各議案につきまして、大要をご説明申し上げます。  
よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

注) 上記の市長提案説明は、実際の発言と異なる場合がありますので御了承願います。  
(会議録が正式な発言記録となります。)